

川崎市協働・連携のあり方検討委員会設置の背景・経緯について

1 本市のこれまでの協働に関する施策の取組

本市では、平成13年に市民活動支援指針、平成16年に自治基本条例、平成20年に協働型事業のルールを策定、制定し、主に市民自治を推進する観点から、協働の取組を進めてきた。

○市民活動支援指針（H13）

（位置付け）市民活動を推進するための基本的な指針として、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援の考え方を示したもの

（概要）支援のあり方として、市民同士が「相互支援」していくことを原則
支援の基本は、必要な人材・資金・活動の場・情報等が提供される仕組み構築
行政がそれらを提供する際は、出来るだけ中間支援組織を通じて行う。

以降、この指針に基づき、様々な市民活動推進施策を展開（市民活動推進委員会の設置、かわさき市民活動センターの設置、公益活動助成金制度など）

○自治基本条例（H16）

（位置付け）本市の自治の基本を定める最高規範として、自治運営の3つの基本原則（情報共有・参加・協働）などを規定したもの。

（概要）本市における協働の定義を初めて明文化し、協働とは、市民と市の間で、共通の目的のため、役割分担に基づき、相互の立場を尊重して協力することとした。

また、市民には市内で活動する企業等も含むこととしている。

○協働型事業のルール（H20）

（位置付け）市民活動団体と行政との協働型事業の推進のため、市民活動団体と行政が協働で事業を進める際の基本的な考え方と手順を示したもの

（概要）協働の主体を市民活動団体と行政に限定した協働型事業として定義
協働型事業を進める上の6つの原則と標準的な流れを示す。

上記3つの考え方を基に、主に市民活動団体との協働型事業の取組を軸にして協働を進めてきた。

2 協働に関する環境の変化

近年、ビジネスの手法を活用して地域の課題や社会的課題の解決に取り組むソーシャルビジネスやコミュニティビジネスが増加したり、大学などの教育機関、企業などによる地域への貢献活動が活発になるなど、活動主体や手法が多様化する現状を踏まえた協働の考え方を整理することが求められている。

○平成25年度包括外部監査による指摘（H26.1月）

- ・協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、市民活動支援指針とは別に、より広く協働の担い手を捉えた基準が必要となる。
- ・協働の考え方を示した条例と市民活動支援指針のようなそれぞれの担い手ごとに担当する所管部局の取組方針を示した基準の間の第2階層に位置する協働の推進に関する基準の策定に取り組むべきである。

○自治推進委員会(第4期)報告書（H26.3月）

- ・行政との協働の相手方に、事業者や大学、町内会・自治会など地域で様々な取組を行っている主体があることを認識し、協働に関する考え方を整理するとともに、様々な主体による連携・協力の取組を支援するなど、関連施策を推進する必要がある。
- ・市民間の連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある。

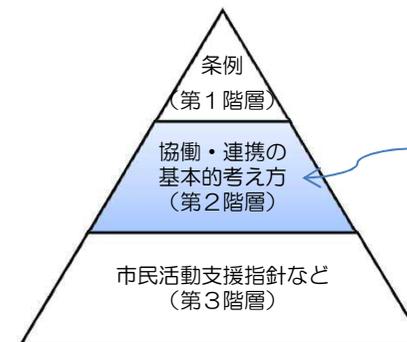
○市民活動支援指針改訂検討委員会報告書（H26.11月）

- ・公共の担い手や公共サービスの多様化等を改めて認識し、活動する団体の形態にこだわらず、地域や社会の課題解決のための活動を行っている実態を広く捉え、考え方を整理する必要がある。
- ・また、地域における市民間の協働や連携の現状を踏まえ、それに対して行政がどのように対応すべきかについて検討が必要である。

協働の担い手や手法が多様化している今日の状況を踏まえた、協働に関する基本的な考え方の検討が求められている。

3 今後の対応

協働・連携のあり方について検討するための委員会を設置し、委員会での検討を参考に、平成27年度末を目途に、協働・連携に関する基本的な方針を策定する。



この協働・連携に関する基本的な方針の策定に向けて、協働・連携のあり方委員会を設置し検討を進める。

【協働に関する考え方の体系のイメージ】